

時代とともに

第9回

年金の給付水準調整のもう一つの見方

神奈川県立保健福祉大学名誉教授 山崎 泰彦 やまさきやすひこ

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。



2004年改正で導入されたマクロ経済スライドは、現在の受給世代と将来の受給世代の給付のバランスを調整する装置であるが、スライド調整期間の長期化により、特に基礎年金については将来世代の給付水準の著しい低下を招くことになった。移行当初の物価スライド特例、物価・賃金変動率がプラスの場合のみマクロ経済スライドを発動する名目下限措置、デフレ経済下の賃金・物価の停滞などが重なったことによる。そこで、2016年改正では、「年金カット法案」という批判を受けつつも、年金額の改定ルールの見直しを行った。

しかし、改正で採用した「名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整する」というキャリアオーバー方式（未調整分繰り越し方式）については、経済が停滞し、未調整分のたまりが大きくなったとき、たとえ高い賃金・物価上昇があったとしても、未調整分を一挙に調整できるかどうかという懸念がある。また、「賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底する」という見直しについても、スライド調整は行われなから、不徹底だという批判もある。

将来世代の給付水準の低下を緩和するという観点からすれば、マクロ経済スライドによる調整の徹底が望ましいことはいうまでもない。しかし、多くの高齢者にとって、年金はすっかり生活設計に組み込まれており、改正における配慮措置はぎりぎりの政治的判断であったように思う。

そういうなか、負担能力に応じた負担の適正化という観点から、後期高齢者医療の患者負担の引き上げが検討事項になっている。昨年末の全世代型社会保障検討会議の中間報告では、後期高齢者であっても、（すでに3割負担になっている現役並み所得者を除き）一定以上所得者については2割負担に引き上げるべきという提言を行っている。新型コロナ禍への対応により、政府としての最終的な方針決定は遅れ、年末になりそうだが、この見直しが行われた場合、介護保険にまで波及する可能性が高い。

医療・介護の患者・利用者負担や保険料負担は、高齢者世帯の家計面からみれば、年金水準の調整と同じ機能を果たしているが、比較すると、現役時代から高齢期にわたる長期の契約関係の上に成り立っている長期保険としての年金のさらなる給付抑制よりも、掛け捨ての定期保険ともいえる短期保険である医療・介護の側での調整の方が、きめ細かい配慮も可能であり、受け入れられやすいのではないかとも思う。

あわせて、世代間の給付と負担の公平を図る上で、年金税制の見直しも大きな課題になる。公的年金等控除と給与所得控除の整合性確保、障害・遺族年金の課税化、さらには退職所得控除との調整も必要になり、政策技術的には極めて難しい。政治的にも難題で合意形成に手間取りそうだが、各方面から指摘されていることであり、なんとしても見直しに向けて着手したいところである。マクロ経済スライドの完全実施よりも優先すべき課題ではないだろうか。